

一般社団法人日本農業情報システム協会

定 款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本農業情報システム協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

(目的)

第3条 当法人は、農業情報システム（農業における情報通信技術やロボット技術）の普及及び啓発、会員相互の事業連携の推進を行うことにより、スマート農業の実現を図り、日本の農業を魅力ある持続可能な産業とすることをを目的とし、その目的に資するために次の事業を行う。

- 1 スマート農業を実現する人材育成事業
- 2 スマート農業に関する講演会、各種イベントの主催・運営
- 3 農業情報システム導入に関するコンサルティング
- 4 スマート農業に関する情報提供及び出版
- 5 上記各号に附帯関連する一切の事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人は、理事会及び監事を置く。

## 第2章 会員

(構成)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同する個人、法人及び団体で、正会員以外の者

(入会)

第7条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第8条 当法人の会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、会員としての資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会員が死亡、解散又は破産したとき。
- (3) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (4) 総正会員が同意したとき。
- (5) 除名されたとき。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、その他拠出金品等は、これを返還しない。

(退会)

第10条 会員は、いつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときには、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

## 第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額又はその基準の決定
- (4) 各事業年度の決算報告の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において社員総会に付議した事項
- (8) その他当法人に関する一切の事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事がこれを招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

2 社員総会を招集するには、会日の1週間前までに、書面投票又は電子投票を認める場合は会日の2週間前までに、各正会員に対して招集通知を発するものとする。ただし、正会員の全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集手続を経ずに社員総会を開催することができる。

3 前項の招集通知は、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、書面であることを要しない。

(招集の請求)

第16条 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障がある場合には、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

3 理事全員に事故又は支障がある場合には、当該社員総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 正会員は、各1個の議決権を有する。

(代理)

第19条 社員総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該正会員は、社員総会ごとに委任状を当法人に提出しなければならない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
  - (2) 監事 1名以上
- 2 理事のうちから、代表理事1名を定める。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。
- 3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 代表理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。
- 3 増員又は補欠により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会の特別決議をもって行わなければならない。

(報酬)

第28条 理事又は監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議をもって定める。

(責任の一部免除又は限定)

第28条の2 当法人は、理事又は監事の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、代表理事が招集する。代表理事に事故又は支障があるときは、各理事がこれを招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

2 代表理事に事故又は支障がある場合には、理事会においてあらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名する。

## 第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第35条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第36条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第37条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第39条 当法人の事業報告及び決算報告については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第40条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第42条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体若しくは公益社団法人、公益財団法人又は公益認定法第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

## 第9章 事務局

(事務局)

第44条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。。

- 2 事務局は、外部に委託することができる。
- 3 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。
- 4 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成32年3月31日までとする。

(設立時役員)

第46条 当法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事	片山健史
設立時理事	坂本一行
設立時理事	堀明人
設立時理事	岩佐浩
設立時理事	下村豪徳
設立時理事	森田吉公
設立時理事	持田宏平
設立時理事	渡邊智之

設立時代表理事 渡邊智之

設立時監事 戸出健次郎

(設立時社員)

第47条 当法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

東京都中央区銀座七丁目13番6号サガミビル2階  
設立時社員 スマートアグリコンサルタンツ合同会社

千葉県我孫子市青山台二丁目25番18号  
株式会社トゥモローズ

(法令の準拠)

第48条 本定款に定めのない事項は、全て一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及びその他法令に従う。



上記は当法人の現行定款に相違ありません。

平成 年 月 日

東京都新宿区西新宿 7-5-25 西新宿プライムスクエア

株式会社セラク みどりクラウド事業部内

一般社団法人日本農業情報システム協会

代表理事 渡邊智之 印